事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の規定

（厚生労働省が発行する資料抜粋）

1.助成金の対象となる事業所内保育施設

①施設の規模

乳幼児の定員が10人以上、1人当たりの面積が原則として7㎡以上であることが必要です。

建物が合築等の場合には、玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算し、室内の規模に加算することができます。

②施設の構造・設備

以下の要件を満たしていることが必要です。

1. 乳児室（満2歳未満の子を保育）、保育室（満2歳以上の子を保育）、調理室及び便所があること。
2. 1人当たりの面積は、乳児室1.65㎡以上、保育室1.98 ㎡以上であること。
3. 乳児室は、保育室と区画されていること。
4. 乳児室及び保育室は、採光及び換気が確保されていること。
5. 便所には手洗設備があり、乳児室、保育室及び調理室と区画されていること。
6. 便所の数は、おおむね幼児20人につき1つ以上あること。
7. 消火用具、非常口（通常の出入口の他に設置されていること）、その他非常災害に必要な設備が設けられていること。